

○ 労働省設置法（昭和二十二年法律第九十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。</p> <p>② 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。</p> <p>③ 第百一条第一項及び第四項並びに第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査の場合に、これを準用する。</p> <p>第百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九條の規定に違反した者</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五条乃至第百九條の規定に違反した者</p> <p>二・三（略）</p>

四 第一百一条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）

の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五（略）

四 第一百一条の規定による労働基準監督官の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五（略）